



「赤い羽根 子どもと家族の緊急支援 全国キャンペーン」
(新型コロナウイルス感染症の影響により日常生活に困難を抱える子どもと家族の支援活動)
実施要項 (第2版)

社会福祉法人 宮城県共同募金会

1 趣旨

令和2年4月7日に、新型コロナウイルスの感染拡大を受けた緊急事態宣言が内閣総理大臣から発出、4月16日には対象が全都道府県に拡大され、学校の臨時休校や休業要請に伴う自宅待機や在宅勤務が実施されるなど、子どもと家族を取り巻く環境は大きく変化しました。本県においては5月14日に緊急事態宣言が解除され、学校は徐々に再開されましたが、今後も地域の子どもたちとその家族をめぐる生活課題が、長期化、深刻化していくことが強く憂慮される事態となっております。

また、感染拡大防止対策の影響や経済活動の停滞に伴う影響は、子どもやひとり親家庭など弱い立場の人々を支援している団体にも及んでいます。子ども食堂や学習支援等を行っていた団体は、活動の制限や機会を失い、資金不足に直面し緊急な支援を必要としています。

そこで、これまでも地域に密着した多様な活動の支援を行ってきた宮城県共同募金会では、全国の共同募金会ならびに中央共同募金会とともに、「赤い羽根 子どもと家族の緊急支援 全国キャンペーン」(新型コロナウイルス感染症の影響により日常生活に困難を抱える子どもと家族支援活動)(以下「全国キャンペーン」)を協働実施することとしました。

全国キャンペーンは、例年10月から実施している赤い羽根共同募金の活動とは別に、感染拡大及び緊急事態宣言等に端を発した、地域で増加すると考えられる子どもと家族をめぐる生活課題に対して、宮城県共同募金会としてきめ細やかな助成により支援を行うことを目的として実施します。

2 実施主体

社会福祉法人 宮城県共同募金会

3 協働実施

全国の都道府県共同募金会、社会福祉法人 中央共同募金会

4 協力

社会福祉法人 宮城県社会福祉協議会、社会福祉法人 全国社会福祉協議会

5 キャンペーン期間

- ・寄付金受付期間 : 令和2年6月1日(月)から9月30日(水)まで
- ・助成対象活動期間 : 第2回助成 令和2年4月17日(金)から12月31日(木)まで
第3回助成 令和2年4月17日(金)から令和3年3月31日(水)まで

6 実施

(1) 寄付金の募集について

① 使途

新型コロナウイルス感染拡大及び緊急事態宣言等に端を発した、地域で増加すると考えられる子どもと家族をめぐる生活課題に対する緊急支援活動を助成することを目的とします。寄付へのご協力をお願いします。

② 寄付金受入口座 :

金融機関 : 七十七銀行 県庁支店

預金種別 : 普通預金

口座番号 : 5013591

口座名義 : シャカイフクシホウジンミヤギケンキョウドウボキンカイ カイチョウ モトキ タカシ 社会福祉法人宮城県共同募金会 会長 本木 隆

※送金手数料は各自ご負担くださいますようお願いいたします。

※領収書を希望する場合は、通信欄に「領収書希望」とご記入してください。

※受付期間は、令和2年9月30日(水)までとなります。

③ その他の寄付の方法 :

中央共同募金会ホームページからのインターネット募金

専用ページ <https://www.akaihane.or.jp/camp-covid19/pref-camp-covid19/>

- ・宮城県を選択して寄付できます。

※トップページの「寄付する」→「都道府県を指定して寄付する」→「宮城県を指定」

の後、画面に示される寄付金額、支払い方法、個人情報等を入力してください。

- ・ネット募金は、クレジットカード、コンビニ決済、ペイジーに限定されます。

※受付期間は、令和2年9月30日(水)までとなります。

④ 税制優遇及び領収書について

ご寄付は、特定公益増進法人に対する寄付として所得税、法人税の優遇の対象となります。(例年の共同募金運動への寄付に関する税制優遇とは異なりますのでご注意ください。)

領収書を必要とされる場合は、別途定める「寄付申込書」様式に必要事項をご記入いただき、FAX・E-mail によりお送りください。

なお、寄付申込の状況により、領収書の発行まで相当期間をいただきますので予めご了承ください。

⑤ その他留意事項

寄付状況、活動状況により助成規模は調整をいたしますが、集まった寄付金に残額が出た場合には、宮城県内の困りごとをかかえる子どもたちとその保護者の支援のために活用させていただきます。

なお、助成結果等については、宮城県共同募金会のホームページで報告します。

(2) 助成事業の実施について

① 助成対象団体

助成対象団体は、下記の要件をすべて満たすこととします。

- ・子ども食堂、居場所の提供、学習支援等、地域において子どもや保護者に対する支援活動を行う民間非営利団体（任意団体も可）で、新型コロナウイルス感染拡大以降の緊急支援活動を取り組む団体。
- ・宮城県に所在する団体で、助成を受けて活動を行えるしくみや体制をもっていること。
- ・特定の企業、政党、宗教団体等から独立して運営され自主性が保たれていること。
- ・暴力団をはじめとする反社会的勢力と関わりがないこと。
- ・これまでに一定の活動実績があること。

② 助成対象活動

- ・新型コロナウイルス感染拡大及び緊急事態宣言等に端を発した、社会的に孤立することが懸念される子どもや保護者を、緊急的に支援する活動を対象とします。

【活動例】

※ひとり親家庭等へのお弁当の配食

※困難を抱えた家庭への食料支援

※オンラインを活用した子どもや家族の相談支援、学習支援、居場所支援

※虐待やDVの防止を目的とした活動の実施 など

- ・4月17日以降の活動を対象とします。
- ・団体が通常行っている活動の範囲内での取り組みは対象外とします。新型コロナウイルス感染拡大以降の緊急支援活動として実施され、その活動に伴う経費の必要性が申請書から読み取れるものを優先して採択します。

② 助成対象経費

宮城県に緊急事態宣言が要請された以降、第2回助成は令和2年4月17日（金）から12月31日（木）まで、第3回助成は令和2年4月17日（金）から令和3年3月31日（水）までに実施される活動に係る経費を対象とします。

- ・物品 ・食料等購入費 ・消耗品費 ・活動に使用した会場の賃借料
- ・食品や弁当等の配送費 ・ボランティア行事用保険料 など

④ 助成対象外経費

以下の経費はすべて対象外とします。

- ・講師やボランティアへの謝金 ・人件費 ・ボランティアの活動保険料
- ・助成対象活動期間外に支出した費用 ・団体の通常活動にかかる経費
- ・補助金などの公的費用や他の助成金が充てられている費用 など

⑤ 助成額

1団体あたりの助成上限額は、20万円（新規申請）、15万円（2回目）、10万円（3回目）
※助成総額は毎回100万円を予定しますが、今後の本会への寄付の状況によって増額となる場合も考えられます。

※助成にあたっては、新規申請団体を優先します。

⑥ 助成申請方法及び、助成決定等

- ・「助成申請書」様式に必要事項を記入の上、申請期限までに宮城県共同募金会へ必要書類と共に提出してください。
- ・申請受付期間：第2回助成 令和2年8月5日（水）から8月31日（月） ※必着
第3回助成 令和2年9月1日（火）から9月30日（水） ※必着

【必要書類】

- 助成申請書 会則（規約等） 直近年度の事業報告書・決算書
- 当年度の事業計画書・予算書
- 通帳の口座番号および名義が記載されているページの写し
- その他、団体の活動実績がわかる書類

- ・助成団体は、本会における審査により決定します。
- ・助成が決定となった場合でも、助成申請額から減額決定となることもあります。
- ・助成決定は、本会ホームページで公表の上、応募団体宛てに通知を郵送します。
- ・助成金は概算払いとし、助成決定後すみやかに送金します。
- ・助成決定団体は、活動終了後1ヵ月以内に「事業完了報告書」様式、及び領収書のコピーを宮城県共同募金会宛に提出いただきます。
- ・「事業完了報告書」様式は助成決定時に配付します。
- ・助成金に残金がある場合は返還いただきますので、予めご了承ください。

⑦ 助成スケジュール

第2回助成	第3回助成	内 容
令和2年8月5日（水）	令和2年9月1日（火）	助成申請受付開始
令和2年8月31日（月）	令和2年9月30日（水）	助成申請受付終了
令和2年9月中旬	令和2年10月中旬	審査、助成団体決定、結果送付
令和2年9月下旬	令和2年10月下旬	助成金送金
令和2年12月31日（木）	令和3年3月31日（水）	助成を受けた活動期間終了
令和3年1月29日（金）	令和3年4月30日（金）	助成を受けた活動に係る報告完了

⑧ その他

- ・必要に応じて、活動の実施状況等について調査を行うことがあります。
- ・活動実態が確認できなかった場合は、助成決定を取り消し、助成金を返還いただく場合があります。

7 お問い合わせ先

社会福祉法人 宮城県共同募金会

〒984-0051 仙台市若林区新寺一丁目4番28号

TEL : 022-292-5001 FAX : 022-292-5002

URL : <http://www.akaihane-miyagi.or.jp>

E-mail : post@akaihane-miyagi.or.jp

